

長期収載品にかかる選定療養費について

国の診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さん自身で希望された場合、選定療養費として自己負担が発生します。

○対象品目

- ・後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品
- ・後発医薬品の置換率が 50%以上となった長期収載品

○自己負担額

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1⇒**2026年6月1日から価格差の2分の1**となります。

【長期収載品の自己負担額の例(窓口3割負担の場合)】

・ヒルドイドソフト軟膏 0.3% 50g の場合

薬価 ヒルドイドソフト軟膏 0.3% 1g あたり	後発品最高価格	差額×1/4 (①)	薬価－(①)
17.7 円	5.6 円	3.03 円	14.67 円

〈選定療養費〉 3.03 円×50g=150 円 (五捨五超入)

150×1.1(消費税)=**165 円**

〈保険対象費用〉 14.67 円×50g=730 円 (五捨五超入)

730 円×0.3(負担割合)=**219 円** (四捨五入)

2026年6月1日から

薬価 ヒルドイドソフト軟膏 0.3% 1g あたり	後発品最高価格	差額×1/2 (①)	薬価－(①)
17.7 円	5.6 円	6.05 円	11.65 円

〈選定療養費〉 6.05 円×50g=300 円 (五捨五超入)

300×1.1(消費税)=**330 円**

〈保険対象費用〉 11.65 円×50g=580 円 (五捨五超入)

580 円×0.3(負担割合)=**170 円** (四捨五入)

厚生労働省 HP の関連ページにアクセスできます

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



※次の場合は選定療養費の対象外です

- 入院中の方
- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合
- 在庫状況等により、長期収載品の提供が困難な場合
- 剤形や効能・効果の差異等で、後発医薬品では適切な使用が困難な場合

ご理解とご協力をお願いいたします。



南岡山医療センター 院長